



医薬総発 1217 第 2 号
医薬薬審発 1217 第 3 号
令和 7 年 12 月 17 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公印省略)
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公印省略)

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について
(その 2)

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗については、「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」(令和 7 年 9 月 18 日付け医薬総発 0918 第 2 号／医薬薬審発 0918 第 3 号。以下「調剤・販売通知」という。) により、また、調剤・販売通知 3. (1) ③で規定する「近隣の産婦人科医等との連携体制を構築」の詳細については、「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」(令和 7 年 10 月 28 日付け医薬総発 1028 第 1 号／医薬薬審発 1028 第 1 号。以下「連携通知」という。) により、それぞれ示しているところです。

今般、連携体制の構築に係る文書の取扱いについて、下記のとおり示しますので、御了知いただくとともに、貴管下の薬局・店舗販売業の店舗、関係団体等に対し周知をお願いします。

なお、本件については、要指導医薬品たる緊急避妊薬を製造販売する製造販売業者、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本産婦人科医会にも通知していることを申し添えます。



記

1. 都道府県薬剤師会は、連携通知の「記1.」に規定する「緊急避妊薬販売薬局等名簿」について、「薬剤師会でとりまとめが完了した時点」及び「都道府県医師会との名簿の取り交わしが終了した時点」でそれぞれ、電子メールにて緊急避妊薬販売薬局等登録アドレス宛に提出すること。この際、メールタイトルは「○県 緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし前）」又は「○県 緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし後）」とすること。なお、提出用の様式は公益社団法人日本薬剤師会を通じてお示しすることとし、ファイル形式はExcel、ファイル名は「提出年月日_都道府県名_緊急避妊薬販売薬局等名簿」（例：20251224_東京都_緊急避妊薬販売薬局等名簿）とすること。なお、本通知発出時点で既に都道府県医師会との名簿の取り交わしが終了している場合には、取り交わし後の名簿のみを提出することで差し支えないこと。

緊急避妊薬販売薬局等登録アドレス：[ec-training■mhlw.go.jp](mailto:ec-training@mhlw.go.jp)

※ 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「■」を「@」に置き換えてください。)

2. 近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関と連携体制を構築した薬局・店舗販売業の店舗の管理者は、連携通知の「記3.」に規定する「連携構築に係る文書」を電子メールにて緊急避妊薬販売薬局等登録アドレス宛に提出すること。この際、メールタイトルは「○県○薬局 連携構築に係る文書」とし、ファイル形式はPDF、ファイル名は「提出年月日_薬局等名_連携構築に係る文書」（例：20251210_厚生薬局_連携構築に係る文書）すること。

3. 厚生労働省は、調剤・販売通知の「記1.（2）」に基づき申告した薬剤師が、本通知の「記1.」により提出された「緊急避妊薬販売薬局等名簿」又は「記2.」により提出された「連携構築に係る文書」に掲載されていることを確認した上で、調剤・販売通知の「記1.（4）」に基づき、必要な情報を厚生労働省のホームページにおいて公表する。なお、初回の公表については、令和7年12月24日（水）までに名簿又は文書が提出され、連携が確認された薬局等について公表することとし、その後、適宜更新する。なお、本通知の「記1.」に係る名簿の提出は「緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし前）」とし、連携の確認については「緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし後）」の提出をもって行うこととする。

4. 薬剤師の異動等により、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」又は「連携構築に係る文書」に変更が生じた場合、変更に係る対応が完了した時点（「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の場合は取り交わしが終了した時点）で、その都度速やかに電子メールにて緊急避妊薬販売薬局等登録アドレス宛に提出すること。この際、メールタイトルは「(変更) ○県 緊急避妊薬販売薬局等名簿」又は「(変更) ○県○薬局 連携構築に係る文書」とし、「緊急避妊薬販売薬局名簿」における変更箇所は様式中に、また、「連携構築に係る文書」における変更箇所はメール本文に記載すること。なお、ファイル形式及びファイル名は本通知の「記1.」又は「記2.」に従うこと。